

2012年2月16日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ブ リ デ ス ト ン
本 店 所 在 地	東 京 都 中 央 区 京 橋 一 丁 目 10 番 1 号
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 荒 川 詔 四
上 場 取 引 所	東 京 ・ 大 阪 ・ 名 古 屋 (各 一 部) お よ び 福 岡 市 場
コ ー ド 番 号	5 1 0 8
問 い 合 わ せ 先	責 任 者 役 職 名 広 報 部 長 氏 名 石 井 雅 之 電 話 番 号 (03)3563-6811

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年2月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2012年3月27日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

グローバルな視点から当社グループ全体の経営改革を更に推進し、また、ガバナンス体制の一層の強化を目的として、現行定款を以下のとおり一部変更するものであります。

- (1) 取締役の中から会長、CEOおよびCOOを選定できることとする（現行定款第21条に第2項および第3項の新設）。
- (2) 株主総会および取締役会の招集権者および議長を原則として会長とする（現行定款第15条および第22条の変更）。
- (3) CEOおよびCOOの選定については上記(1)のとおり現行定款第21条に新設する第3項に定めることにより、現行定款第28条をそれら以外の執行役員の選任についての規定とするとともに、社長および副社長の役位を廃止する（現行定款第28条の変更）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年3月27日（予定）

定款変更の効力発生日 2012年3月27日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 14 条 (条文省略)	第 1 条～第 14 条 (現行どおり)
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
第 16 条～第 20 条 (条文省略)	第 16 条～第 20 条 (現行どおり)
<p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>(第 2 項および第 3 項新設)</u></p>	<p>(代表取締役、取締役会長、CEO および COO)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。</u></p> <p><u>3 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEO および COO を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
第 23 条～第 27 条 (条文省略)	第 23 条～第 27 条 (現行どおり)
<p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに<u>社長、副社長、専務、常務</u>その他の役位を付与することができる。</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>第 21 条第 3 項に基づいて選定される CEO および COO のほか</u>、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに<u>専務、常務</u>その他の役位を付与することができる。</p>
第 29 条～第 39 条 (条文省略)	第 29 条～第 39 条 (現行どおり)